

# 公益財団法人日本健康・栄養食品協会

## 平成 29 年度第 2 回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 平成 30 年 3 月 12 日（月）14 時 00 分～15 時 30 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 理事総数及び定足数  
総数 24 名、定足数 13 名
4. 出席理事数 15 名  
（出席）下田智久、山口喜久二、鈴木信二、山本 徹、中村 靖、平野宏一、大野泰雄、生越直仁、清水 誠、関口洋一、橋本雅男、宮崎修一、森 伸夫、山田英生、吉田武美  
（欠席）阿南 久、天ヶ瀬晴信、石原健夫、板波英一郎、臼杵孝一、駒村純一、鈴木康夫、武中大輔、矢頭 徹  
（出席監事）西本恭彦
5. 議 案  
決議事項  
第 1 号議案 平成 30 年度事業計画（案）に関する件  
第 2 号議案 平成 30 年度収支予算（案）に関する件  
第 3 号議案 臨時評議員会開催に関する件  
第 4 号議案 規程及び規則の設定及び改正について  
・情報セキュリティに関する管理規程（新規）  
・会員及び会費等に関する規程（改正）  
・育児・介護休業規則（改正）  
第 5 号議案 非常勤理事の報酬の支給について  
業務執行状況報告  
1.食品衛生法改正及びH A C C P 対応について  
2.機能性表示食品の届出支援と事前点検事業について  
4.実務研修制度について  
3.会員の退会処分について
6. 会議の概要  
(1) 定足数の確認等  
冒頭で事務局長から出席 15 名であり、定款第 46 条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がされ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣言した。  
続いて、同事務局長から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。

## (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款第 45 条の規定に基づき理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 50 条の規程に基づき、代表理事である理事長及び出席した監事とし議案の審議に移った。

### ○決議事項

第 1 号議案 平成 30 年度事業計画（案）に関する件

第 2 号議案 平成 30 年度収支予算（案）に関する件

事務局長より、平成 30 年度事業の運営方針と第 2 号議案平成 30 年度収支予算（案）について、総務部長より第 1 号議案平成 30 年度事業計画（案）について、資料に基づき説明があった。

説明によると、今年度は厚生労働省で食品衛生法の改正に向け動き出すことに伴い、当協会は平成 30 年も、健康食品の安全確保を念頭に「認定健康食品（JHFA）マーク」制度、「GMP」認定や「安全性自主点検」の認証事業を引き続き運用していく。また国の施策への協力に関する公益事業として認定されている保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品）並びに特別用途食品に関する支援及び普及啓発事業については、同制度の改善及び発展に向けて、関係省庁との調整を通じ積極的な関与を行っていく。具体的には以下のとおり。

認定健康食品（JHFA）認定事業については、時代にあった制度の在り方を考えると共に、既存の規格基準および表示広告基準の見直しを進め、JHFAの規格基準設定のプロセスが健康食品の安全性確保における重要な要素である適切な製品設計に繋がることを周知啓発していく。

健康食品GMP認証については、食品衛生法改正に伴い、全ての食品関連事業者にはHACCP導入を義務化する方針が示されたことから、平成 30 年度は、農水省補助事業として作成した健康食品GMPベースの「健康食品事業者向けHACCP導入ガイドライン」を活用した説明会を実施する。またGMP製品マーク認定事業では、新たに“機能性表示食品枠”を設定し、製品マークの取得を積極的に働きかける。

安全性自主点検認証事業は今回の法改正によりその意義・重要性が高まっている。平成 30 年度は、昨年度に行なった事業者向けの情報収集セミナーの内容をブラッシュアップして実施し、安全性の評価手法の周知・啓発を通じて、健康食品の更なる安全性向上に貢献していく。

機能性表示食品制度の施行から 3 年が経過し、公表数並びに販売数共に特定保健用食品を超える多くの届出が出されているが、新しい制度ゆえ、課題や広告の妥当性等の問題点等が少しずつ顕在化されてきている。平成 30 年度は、消費者庁と調整中の届出資料事前チェックリストに基づいた届出書類の事前点検業務を開始するとともに、広告部会として準備してきた機能性表示食品広告審査会を本格稼働する。

特定保健用食品については、部会活動を支援し、疾病リスク低減表示の活用、審査過程の「見える化」を含めたスピードアップ等について引き続き取り組みを行っていく。更に広告の分野においても特定保健用食品広告審査会の活動により、業界の意識向上を図るとともに、インターネットにおける広告のあり方についても検討する。

また特別用途食品については、昨年に改正された「特別用途食品の表示許可等について」の通知が今年4月1日より施行になるが、更に総合栄養食品とえん下困難者用食品の申請品目増加に向けた許可基準の見直しについて、特別用途食品制度の活用に関する研究会を中心に事業者側の意見・要望をまとめていく。

昨年7月に立ち上げた表示広告相談室では、会員の健康食品等の製造・販売事業者や広告媒体事業者を対象に、適正な健康食品等の広告相談に応じているが、平成30年度は、広く表示広告に関する事業者の理解を深めるためにセミナー等も合わせて実施するとの説明があった。

また、収支予算（案）については、経常収益は前年額より205万円余の減少になっている。対前年比の主な増減は、受取会費が機能性食品部枠を設けることにより入会・所属が増加することを見込んだ増加と、機能性表示食品届出資料の事前点検を開始することを見込んで届出支援事業の収益を計上したが、一方でJHFAマーク許可事業、GMP工場認定事業及び安全性自主点検認証等の許可数の減ること、更新数等が少ない年度であること、機能性表示食品に関する研究レビュー数が減ることなどで減額となっている。

経常費用については、前年額より232万円余の減少となっている。人件費については大きな増減はないが、その他主な増減は、旅費交通費、通信運搬費、光熱水料費等は効率化及び節約等をしたことにより減額となっており、また新たに消耗品費については事務所内の備品等の購入費用、支払手数料については新たに協会マークを作成するための費用を計上している。

これらの結果、公1事業、公2事業、公3事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、公益目的事業比率は50%を超えなければならないがこれを大きく超えている。また、現在の遊休財産額もその適正範囲内となっており、以上のことから、公益法人の財務3基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしているとのことであった。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、原案通り出席理事全員一致で可決した。

第3号議案 臨時評議員会開催に関する件

総務部長より本議案の説明があった。

説明によると、平成 30 年度臨時評議員会を平成 30 年 3 月 28 日（水）14 時 00 分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階会議室で、役員候補選出委員の選任についてを議案とし、本理事会の承認事項を報告するため開催したいというものである。

これについては、特段の意見もなく、原案通り出席理事全員一致で可決し、議長は事務局に臨時評議員会開催の手続きを指示した。

#### 第 4 号議案 規程及び規則の設定及び改正について

- ・情報セキュリティに関する管理規程（新規）
- ・会員及び会費等に関する規程（改正）
- ・育児・介護休業規則（改正）

総務部長より本議案の説明があった。説明によると協会には情報セキュリティに関する管理規程が無いことから今回新たに規程を設けたい。作成に当たっては当協会の体制を考慮し公益法人協会の規程を参考にした。また、会員及び会費等に関する規程の改正については、機能性食品部を協会に新たに設置したいことと規程内容の明確化等を行うことによる条項の追加修正を行う。育児・介護休業規則の改正については、平成 29 年に 2 回法改正が行われ、主な改正内容は、介護休業の分割取得、所定外労働時間の免除・所定労働時間短縮、期間契約職員の育児休業取得の緩和、育児休業等に関しての嫌がらせ等の禁止、育児休業の延長が最長 2 年までの再延長等となったことによる追加修正を行うというものである。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、原案通り（別添、規程・規則）出席理事全員一致で可決した。

#### 第 5 号議案 非常勤理事の報酬の支給について

総務部長より本議案の説明があった。説明によると、非常勤役員の報酬は「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」の第 4 条第 2 項により「非常勤理事が理事会以外の協会運営等に関する業務を行った場合は、別途、理事長が理事会の承認を得て報酬を支給することができる。ただし、その額は、毎年度の総額が 200 万円を超えないものとする。」となっている。本年度は 3 名の理事の方々が協会の委員会等で業務を行ってもらったのでそれに対する報酬の支給を本理事会で承認していただきたいというものである。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、原案通り（別添、名簿及び報酬金額）出席理事全員一致で可決した。

### ○業務執行状況報告

議長より、下記の協会事業の執行状況について報告があり、続いて各担当者に

説明するよう指示をした。

- 1.食品衛生法改正に伴うH A C C P対応について（健康食品部長）
- 2.機能性表示食品の届出支援と事前点検事業について（機能性食品部長）
- 4.実務研修制度について（事務局長）
- 3.会員の退会処分について（総務部長）

説明の後、副理事長より、会員の退会処分について、会費未納の会員に対して、督促及び請求書の発行等の事務手続きを何度か行っているが、時間をかけずもつと早めに厳しく対処するべきではないかとの意見があり、事務局から今後は「会員及び会費等に関する規程」に則りより厳正に対応していくようにする旨の説明をした。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時30分、議長は閉会を宣言し、解散した。